備考

一・二　（略）

三　第三号３の認定を受けて部員として勤務した期間には、船員法施行規則等の一部を改正する省令（平成九年運輸省令第二号）第一条の規定による改正前の第七十七条の五第一項第一号及び第二号の確認を受けて第七十七条の二に規定する船舶において航海当直をすべき職務を有する部員として勤務した期間を含むものとする。

第十号表（第七十七条の六、第七十七条の六の二十二―第七十七条の六の二十四、第七十七条の七関係）

一　甲種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）	申請日以前五年以内に、次のいずれかに適合すること。 1　次の(1)から(4)までに適合すること。 (1)　乙種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の資格の認定を受けていること。 (2)～(4)　（略） 2　次の(1)から(4)までに適合すること。 (1)　乙種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の資格の認定を受けていること。 (2)　甲種危険物等取扱責任者（液化ガス）の資格の認定を受けていること。 (3)・(4)　（略）
二　乙種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）	申請日以前五年以内に、次のいずれかに適合すること。 1　（略） 2　甲種危険物等取扱責任者（液化ガス）又は乙種危険物等取扱責任者（液化ガス）の資格の認定を受けていること。

第十五号表（第七十七条の十一、第七十七条の十一の二―第七十七条の十一の四、第七十七条の十二関係）

一　甲種特定海域運航責任者	1　乙種特定海域運航責任者の資格の認定を受けていること。
2・3　（略）	（略）

備考

一・二　（略）

三　第三号３の証印を受けて部員として勤務した期間には、船員法施行規則等の一部を改正する省令（平成九年運輸省令第二号）第一条の規定による改正前の第七十七条の五第一項第一号及び第二号の確認を受けて第七十七条の二に規定する船舶において航海当直をすべき職務を有する部員として勤務した期間を含むものとする。

第十号表（第七十七条の六、第七十七条の六の二十二―第七十七条の六の二十四、第七十七条の七関係）

一　甲種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）	申請日以前五年以内に、次のいずれかに適合すること。 1　次の(1)から(4)までに適合すること。 (1)　乙種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の資格の認定をした旨の証印を受けていること。 (2)～(4)　（略） 2　次の(1)から(4)までに適合すること。 (1)　乙種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）の資格の認定をした旨の証印を受けていること。 (2)　甲種危険物等取扱責任者（液化ガス）の資格の認定をした旨の証印を受けていること。 (3)・(4)　（略）
二　乙種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）	申請日以前五年以内に、次のいずれかに適合すること。 1　（略） 2　甲種危険物等取扱責任者（液化ガス）又は乙種危険物等取扱責任者（液化ガス）の資格の認定をした旨の証印を受けていること。

第十五号表（第七十七条の十一、第七十七条の十一の二―第七十七条の十一の四、第七十七条の十二関係）

一　甲種特定海域運航責任者	1　乙種特定海域運航責任者の資格の認定をした旨の証印を受けていること。
2・3　（略）	（略）